

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った次の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が行った保有個人情報不存在決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

保有個人情報開示請求日：令和4年11月1日

請求内容：

開示請求者が名張市上下水道部の室長より受けた次の各行為につき、この様な、来庁者を愚弄する行為、及び来庁者を差別する行為を行うと定めている規定・規則・申し送り等

- ① 名張市上下水道部の職員が「名札をしていない」ことで私に注意されたが無視した等の行為
- ② 写真や録音に関して、写真は施設管理上、録音は個人情報保護条例上やめる様に行政指導し、個人情報保護条例の違反にはならないとの開示請求者の反論にもかかわらず、個人情報保護という行政指導を繰り返した行為
- ③ ホームページに記載した意見の回答がなかったため名張市上下水道部を訪問したが、不在のため回答をいただけるよう伝言をお願いした。回答がないため再度訪問し、回答いただいていない旨を伝えると「そんなことは言っていない」と開き直った行為
- ④ 名張市の職員がだらしない等の無茶苦茶な公務に関して「貴方がそう感じるだけだ」とまるで請求者の感じ方が他の方と違って異常であるがごとく述べ、何度も「差別」されたと感じさせた行為
- ⑤ 請求者は当日耳の調子が悪くよく聞き取れなかった。原因が飛沫防止パネルだと思い相手にも自分の声が聞こえないと思い通常より声が大きくなった。そのやり取りの中で聞こえない事に関して何度も差別的な指摘と感じられる接遇を行った行為
- ⑥ ホームページに記載した意見への回答がないことについて、訪問し回答いただけるよう伝言しているのに、再度訪問するまで回答しない行為

実施機関の処分：令和4年11月9日付け名水経第1264-1号  
(保有個人情報不存在決定)

処分内容：対象となる文書を作成していないとして不存在決定

### 3 審査請求人の主張要旨

公務は規則等に基づき行われているはずなので、公文書を保有していないことを理由とした不存在決定はありえない。不存在決定がなされているのに、それに当たる公務が行われたことはおかしい。

また、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、名張市長に対して審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

### 4 実施機関の主張要旨

本件決定は、処分庁が審査請求人の開示請求に係る個人情報を作成していないことを理由に行われたものであり、かつそれをもって適法な処分である。

実施機関は、その権能において、本件開示請求書の記載から、合理的に請求に係る公文書の特定を行い、請求対象の個人情報について客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、本件決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点は無い。

また、処分庁の教示の有無及び内容に関し、審査請求人は決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができる旨の教示は無かったと主張するが、処分庁は教示の内容を記載した本件通知書を審査請求人に対し通知することで、必要な教示は行っている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、その外、縷々述べているが、いずれも本件決定の違法性に係るものとは無関係の指摘であり、本件決定の取り消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

### 5 審査会の判断

#### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、行政が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

#### (2) 本件決定について

審査請求人は、審査請求書において、保有個人情報開示請求書に記載の審査請求

人に対して行った接遇や応対を行うことを定めた保有個人情報の開示を求めているが、当該保有個人情報は作成していないことによる本件決定は妥当と判断する。

また、保有個人情報が不存在なら、なぜ根拠のない公務を審査請求人に対して行ったか説明を求めるとい主張については、保有個人情報の開示を求める趣旨から逸脱している。

なお、実施機関は、本件決定に係る通知書において、教示を適切に行っている。

### (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月 7日	諮問
令和6年 8月 26日	令和6年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和6年 9月 4日	答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士
委 員	大西 壮	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長